地域公共交通確保維持改善事業による離島航路補助制度の概要

『地域公共交通確保維持改善事業』

R6予算額：214億円（R5予算額：222億円）

◇島民生活に必要不可欠な**離島航路の維持・確保を支援**

〈R6予算額　離島航路：70．5億円〉（R5予算額：70．5億円）

〇補助対象は唯一かつ赤字の航路

1．離島航路運営費補助

・欠損見込額全体に対する補助充足率は1／2

2．離島住民運賃割引補助

・協議会の決定による離島住民運賃割引費用の1／2を支援(残り1／2は自治体等で負担)

3．離島航路構造改革補助

・公設民営化等による船舶の代替建造費用への支援

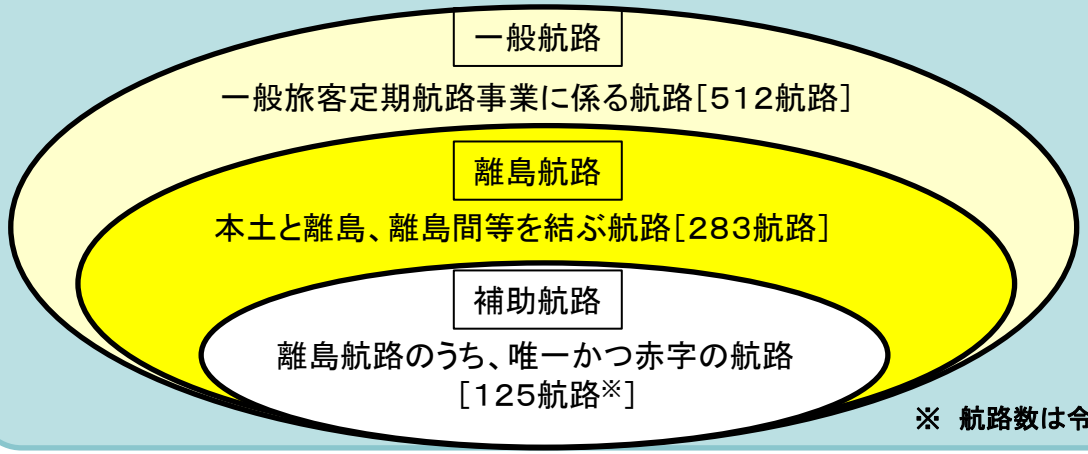

【離島航路に就航する船舶の例】

※　航路数は令和5年10月1日現在の数値

地域公共交通確保維持事業　離島航路：離島航路運営費等補助

国土交通省

離島航路は、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠の交通手段であり、その確保・維持に係る地域の取組みを支援。

離島航路運営費補助

制度概要

- 補助対象は唯一かつ赤字の航路
- 事前算定方式による内定制度
- 補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込により求める標準化方式を採用
- 欠損見込額全体に対する補助充足率は1／2
- 補助対象期間は10月から9月の1年間

※補助対象航路　125航路112事業者（令和5年10月1日）

補助対象航路の主な基準

① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。

② 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。

イ） 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。

ロ） 同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。

③ 陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。

④ 関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。

⑤ 航路経営により生じる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められること。

離島住民運賃割引補助

制度概要

- 当該地域の地方バス等の運賃水準までを引き下げ限度幅とし、地域（自治体等）による負担等を勘案して、協議会において運賃水準を決定
- 運営費補助の中で、協議会で決定された運賃引き下げ額の1／2を含め、国が補助

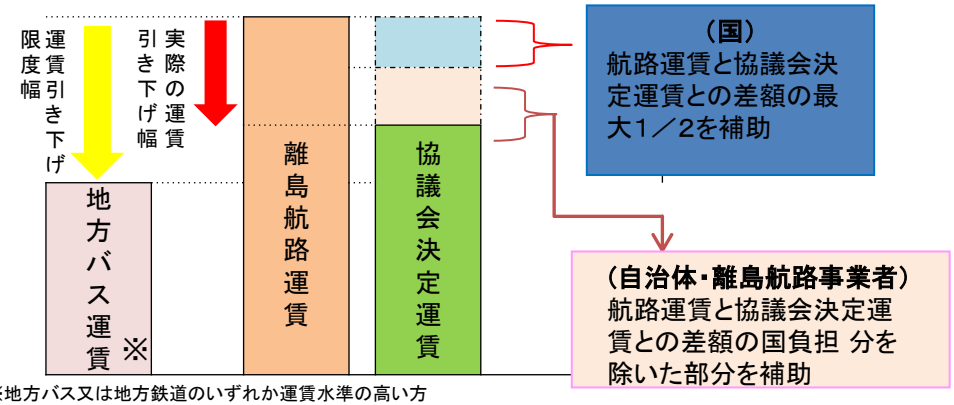

※地方バス又は地方鉄道のいずれか運賃水準の高い方

地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革補助）

国土交通省

離島航路の維持・改善のため、協議会において当該航路の経営診断等で問題点や課題を把握した上で、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組みを支援

構造改革補助のスキーム

補助　100%

協議会 → 調査事業（航路診断・経営診断） → 航路改善計画 →

① 船舶の公設民営化
対象：地方公共団体
→ 代替建造・買取

又は

② 効率化船舶の建造
対象：航路事業者
→ 代替建造

① 船舶の公設民営化

制度概要

・民間、3セクの航路事業者に対して貸し渡すため船舶を保有する地方公共団体に対して支援

民間、3セクの事業者（船を借りて運航）

貸　渡

（売却・解撤）代替建造

又は

買い取り

貸　渡

地方公共団体（船舶の保有主体）

30%（補 助）	70%（過疎債又は辺地債の活用が可能であり、過疎債は70%、辺地債は80%の充当が可能。）

公設民営化の補助要件

（以下のいずれかに該当する船舶）

・離島航路事業者に代わり、地方公共団体が代替建造する船舶
・離島航路に就航する船舶のうち、地方公共団体が買取を行うもの

② 効率化船舶の建造（共有建造）

制度概要

・省エネルギー設備機器を要する船舶等効率化船舶へ代替建造する航路事業者に対して支援

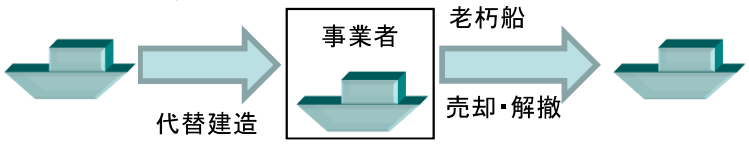

10%（補助）	90%（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度の活用が可能。同機構の負担部分は、事業者が共有期間を通じて毎月、船舶使用料として支払う。）

効率化船舶の補助要件

（以下のいずれかに該当する船舶）

・省エネルギー設備機器※を要する船舶
・既存船舶のトン数を10%以上小型化した船舶
・離島航路事業者が共同で利用する予備船舶

※　省エネルギー設備機器：ターボチャージャー、推進効率改善に寄与するプロペラ設備、特殊舵、バルバスバウキャップ、燃料改質器